

# 関西労働者安全センター

# 病業職災労西

関西労働者安全センター

1994.3.10発行〈通巻第226号〉 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

郵便振替口座 大阪 6-315742

大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目次

● 関西労働者安全センター第14回総会…………… 1

● 前線から(ニュース)…………… 5

● 快適な職場環境について考えよう②…………… 9

● 実践・労災保険⑩…………… 14

● 関西労働者安全センター定例研究会  
「労災職業病研究94」のご案内…………… 19

表紙写真／関西労働者安全センター第14回総会記念講演  
2月の新聞記事から／18

## 関西労働者安全センター第14回総会開催

# カギ握る新しい労働安全衛生運動

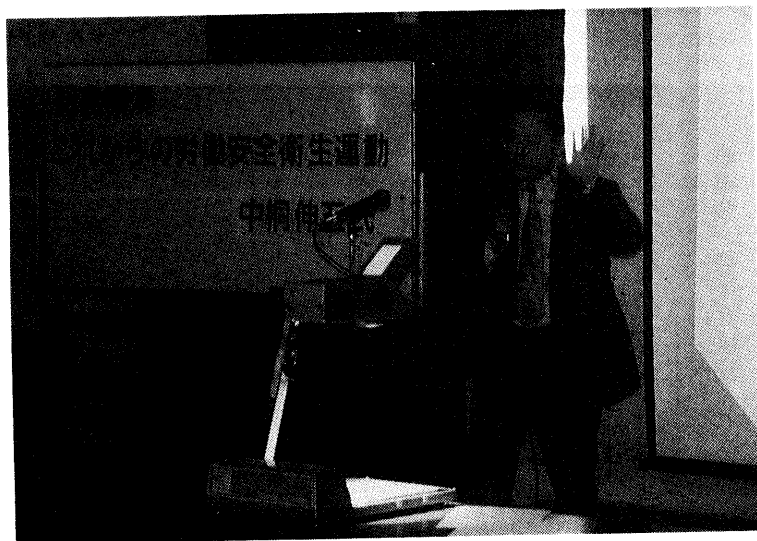
### 一 とりまく情勢と私たちの課題

経済企画庁経済研究所が今年一月に発表した研究論文「働きすぎと健康障害」は、過労死が多発する日本の労働者の現状について、労働時間の統計資料などのデータをもとに分析し、その原因を探りつつ、予防対策へ向けて改善策の提言を行っている。論文で示された提言がどの程度実効性があるかの評価はさておき、そのなかでいくつかの注目される分析がなされている。その一つは、ともに政府の統計調査である毎月勤労統計（企業側から調査）による労働者の平均年間労働時間と、労働力調査（個人側から調査）のそれを比べると年間数百時間の差があるとい

う事実を明らかにしたことである。企業側からの調査は、

一日の所定労働時間に残業割増賃金のつく残業時間をプラスしたもの、つまりタイムカードに現れた時間を積算したものであり、サービス残業、風呂敷残業は含まれていない。それに対し、個人調査ではそれらが含まれており、正確な数字になっていることが予想されるのである。そうすると毎月勤労統計をもとに、労働省が年間二〇〇〇時間のラインを割るかどうかという発表の意義には疑問符をつけざるを得ないのである。

そして、この研究論文では、



中桐伸五氏（自治労顧問医）による記念講演

労働力調査の平成四年の結果をもとに、週平均六〇時間以上働く超長時間労働者の数が五二八万人いることを明らかにし、それは全雇用労働者数の一七％（六人に一人）を占めるとしている。なんとも厳しい日本の労働者の実態であろうか。

しかし、この報告はむしろこれまでの労働省発表にくらべ、労働者の実感からして納得できるものと言えるだろう。日本の経営のもとで会社のために働きつづけ、それが家族のために、自分のためになると思い込む日本の労働者の姿がそこに鮮明に現れているのではないだろうか。

また、職場の機械化、コンピュータ化、全般的な高度技術化などの進展によって効率が追求され、精神的な持続的緊張は増大傾向にあるといつてよい。そのことは、たとえみせかけの労働時間短縮を実施することによっても改善される見通しはまったくないのである。

今、私たちの働くもののいのちと健

康を守るための闘いに求められていることの一つは、まさしくこのような日本の労働者の働き方そのものを根底から見直すことであるだろう。そして、この課題は決して労働基準法令の改正など上からの政策のみをもって解決できるものではない。カギを握るのは、職場で日々働く労働者自身が、労働環境の改善に参加し、自ら対応していく労働安全衛生運動であるといわねばならない。

さて、労働省は今年の労災補償制度の改善施策について、被災労働者の社会復帰対策の推進とともに、労働福祉事業のアフターケア制度の充実をあげている。しかし、三七五通達による針灸治療の一律打ち切りにみられること、被災労働者の十分な療養を受ける権利を切り縮める方向が貫徹されるなかで、被災労働者の復帰や治癒後の措置の施策が拡大されたところで、なんら問題は解決しないであろう。私たちは、被災労働者の「健康に働く」権利の回復のために、個々の闘いを積み上

げていくことから抜本的な補償制度の改正

を目指す必要がある。

こうした労働者のいのちと健康を守る運動にとって、全国の地域センターとの協力は不可欠である。全国労働安全衛生センター連絡会議とともに、運動をさらに拡大し発展させたい。

二 自主対応型Ⅱ参加型の安全衛生活動を推進し、職場の運動を活性化させよう。

①安全パトロール活動等を推進し、日常的な安全衛生活動を強化する。

②安全衛生運動の活動家を養成するための講座を開催する。

③作業環境測定などの安全衛生対策の機能を強化する。

④自主対応Ⅲ参加型の安全衛生講座を開催し、各労働組合の参加をよびかけ、その普及に努力する。

三 労災被災者の権利を守り、労災補償制度の全面的な改革を実現しよう。

①大阪トンネルじん肺訴訟を支援

し、じん肺被災者の権利拡大につとめる。

②長期療養被災者に対する打ち切り問題への対策を強め、社会復帰施策の充実を図る。

③針灸訴訟控訴審を支援し、勝訴を勝ち取る。

④外国人労働者の権利擁護に努め、労災補償請求などを援助する。

⑤労災上積み補償協定の締結を促進し、企業責任追求の裁判を始めとした闘いを支援する。

⑥労災障害認定制度の改善を目指し、研究を強化する。

#### 四 労働者の健康管理、健康増進の運動を進めよう。

①松浦診療所など労住医連参加医療機関を始めとした医療機関、環境監視研究所と連携し、職場の健康管理対策、環境管理対策を進める。

②労働組合活動家用の健康管理推進

マニュアルやパンフレット作りを進める。

③職場に適合した職場環境改善、職場体操などの普及、援助に努める。

④出稼ぎ労働者の健康については、全国出稼ぎ組合連合会と連携し、健診活動などを進める。

⑤建設、土木など都市部における振動病、じん肺の掘り起こしに努める。

⑥福祉労働者の職業病発生の実態を調査、対策をたてる。

#### 五 全国労働安全衛生センター連絡会議を強化し、発展させよう。

①労災補償制度改革、アスベスト対策、脳・心臓疾患の労災認定問題、じん肺対策、外国人労働者問題など全国的テーマをあげて運動を強化、政策を提言する。

②地域センターのない県にはあらたにセンターを設立するための取り組みを強化する。近畿、中国地域のセンターについて、ブロック交

流を密にする。

#### 六 専門的課題での対応

専門的課題についての小研究会活動を展開し、セミナーなどを開催し問題提起を行う。自治体労働安全衛生研究会には、引き続き参加し、積極的に協力する。

労災訴訟、労働基準関係法令問題など法律問題については、大阪労働者弁護団と共同の取り組みを進める。

岩佐原発被曝訴訟については、引き続き支援し、労働保険審査会の取り組みを進める。また、嶋橋原発災害をはじめ原発被曝問題に関する取り組みを進める。

#### 七 教宣活動

地域ユニオンなどの労働相談については、労災相談トレーニング講座を開催し、未組織労働者の救済能力の強化に努める。

地域単位、職場単位の学習会開催を積極的に推進する。また教宣パンフレ

ットの発行を実現し、機関誌「関西労働職業病」の内容充実に努める。

### 八 組織強化

労働組合、団体、個人へセンター活動への参加を求める宣伝活動を進める。  
菜の花診療所については、運営母体

である菜の花会に参加し、地域医療活動とともに地域の労働職業病対策の拠点となるように諸活動を行う。

### 九 国際交流

諸外国の、とりわけアジア地域の労働安全衛生センターと連携した労働安全衛生活動の国際的取り組みを強化す

る。  
機関誌の英語版ニュースレターを一月に復刊、地域センターからの情報発信を主な目標に、季刊での継続発行を目指したい。

## 関西労働者安全センター運営協議会一九九四年度役員

議長	岡田 義雄 (大阪労働者弁護団代表幹事)	同次長	市川 正夫 (全港湾大阪支部)
副議長	福田 勉 (金属機械港合同)	同	大成 功一 (労災職業病研究会)
同	馬場 徳夫 (全港湾関西地本)	同	小川 薫 (全石油ゼネラル石油労組堺支部)
同	金銅 正夫 (森林労連全林野大阪地本)	同	小薄 浩樹 (大阪労金労組)
同	向井 浩昭 (全通西大阪支部)	同	山中 真清 (金属機械オーシマ支部)
同	(要請中)	同	青木 英仁 (医療法人南労会)
委員	伊東 儀澄 (大阪市職労港湾局支部)	同	重晴 明彦 (金属機械港合同南労会支部)
同	西岡 義明 (金属機械マコトロイ工業支部)	同	片岡 賢司 (菜の花診療所)
同	★小田 幸児 (大阪労働者弁護団)	事務局員	岩田 慎吾 (常任)
同	井上 光弘 (大阪市従港湾支部)	同	安藤 悦子 (大阪労金労組)
同	市橋 利晃 (金属機械港合同)	同	堤 均 (全港湾大阪港支部)
同	竹田 保 (大阪地域合同労組)	同	西村 山本 剛夫 (京都大学名誉教授)
同	原田 憲治 (全港湾建設支部)	顧問	和田 貞夫 (衆議院議員)
同	松久 寛 (京大安全センター・京大工学部助教授)	同	上田 卓三 (前衆議院議員)
同	村上 茂 (摂津市職)	同	細谷 昭雄 (参議院議員・全国出稼組合連合会会長)
同	吉益 茂行 (金属機械ニッコー金属工業支部)	同	同
同	田中 重幸 (大阪府被災労働者同盟)	同	同
同	金築 清 (東地域合同労働組合)	同	同
同	★小川 亮 (東南地域合同労働組合)	同	同
事務局長	西野 方庸 (常任)	同	同

# 前線から

## 針灸訴訟控訴審

### 大阪 被告国側が反論医証提出 次回6/1結審へ

三月九日、大阪高裁において針灸訴訟控訴審第八回法廷が開かれた。

この日の法廷までに、原告側は、一審判決が医学的根拠とした松元司証言が非科学的であることを立証した土肥徳秀医師意見書を提出することも、宇土博医師を証人申請、宇土医師は前回と前々回の証言において原告鈴木さんが難治性の頸肩腕障害に罹

患しており、治療が長期間を要したことについては、精神的・体質的要因であるとはいえないこと、また、針灸治療は職業性頸肩腕障害・腰痛に対しては原因療法であることを、自身の研究と臨床経験に基づいて明らかにされた。

これに対し、被告国側からは、松元司医師による土肥意見書に対する「反論書」なるものが提出されたに過ぎず、立証内容は原告優位は明らかだ。この日の法廷において、この「反論書」

に対する反証を提出することが原告弁護団から表明された。

この日で控訴審も立証をほぼ終え、次回、最終準備書面を双方から提出し結審の予定となった

針灸控訴審次回法廷  
6/1(水)午後1時15分～  
大阪高裁83号法廷  
(大阪地下鉄淀屋橋駅下車北へ徒歩5分)

### 撮北 指曲がり症 不服審査の取り組み進む

高槻市職・豊中市市職

地公災基金大阪府支部は、豊中市職、高槻市職所属の給食調理員七名の指曲がり症公務災害認定請求に対して、昨年、全員の公務外認

定を下した。

これに対して、審査請求が行われ、地公災基金が公務外理由を述べた「井明書」が出され、これに対して、

各当該労組、主治医より「反論書」が提出された。

地公災基金は「井明書」の中で、「一般的な同種同等の給食調理員における通常予想される程度の給食調理業務に係る手指の関節に対する負荷を顕著に超える負荷（公務過重性）があったとは認められないものである」として、業務起因性が科学的に立証されている指曲がり症に対して、調理食数・経験年数といった画一的基準で公務外としたことを述べている。

「反論書」では、こうした基準そのものが恣意的なものであることを指摘するとともに、「井明書」中の不明な点について明らかにし釈明を要求しているところだ。また、地公災基金支部

が審査会に提出している証拠を閲覧したところ、あるべき証拠が提出されていないことを審査会事務局に指

摘し、善処を求めている。当該労組では今後、調査によつて指曲がり症の実態をより明らかにしようとして

いる。引き続き安全センターとして積極的に協力していくことにしている。

## 東南 市役所の受付での労災も

### 東南労災職業病交流会

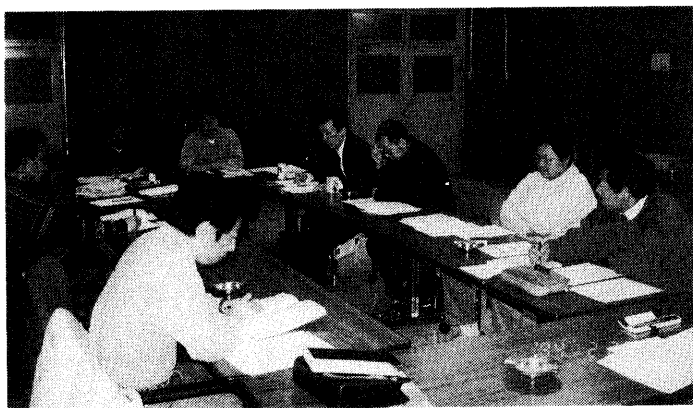
二月二十八日の東南労災交流会世話人会では、全港湾建設支部太平ビルサービス分会の栗飯原さんが職場の安全衛生活動の報告を行った。

清掃、警備、受付、設備運転など多様なサービスを提供するために、実際にはいろいろな職場に派遣されており、その職場ごとに労働条件が全然違っているの

で、組合としても職場に合った有効な対策を立てるのが難しいという。

労災の傾向としては、清掃作業での転倒事故が目立っている。その他、例えば、

市役所の受付窓口にも派遣されており、市の対応に不満を持つ来庁者にけがをさせられる第三者行為災害も起こっている。また、中高年の労働者が多いので、労



災に伴う休業日数が長くなる傾向を示している。

また、全港湾全体の労災職業病対策活動にも触れ、その中でも最近では支部労職

対の産業廃棄物処理工場内の粉塵対策などが活発に取り組まれていることが紹介された。

## じん肺患者救済の枠を広げる 東京 長崎じん肺訴訟で 最高裁が差し戻し判決

炭鉱での掘進作業によりじん肺にかかった元作業員六三人が、その損害賠償を求めた長崎じん肺訴訟で、最高裁第三小法廷は二月二

この裁判では、前号でも解説したように、じん肺の損害賠償請求権の消滅時効起算点をいつと考えるか、損害の程度をどの程度とみるかが主要な争点であった。最高裁は、これについて「それぞれの患者にとり最終の行政認定時」を時効の

起算点として、「最初の行政認定時」とした二審の判断を否定し、損害の評価においても最高で一人当たり千二百万円とした慰謝料を「低すぎる」とした。

時効にの起算点については、例えば最終行政認定の後、後にじん肺により死亡した場合の問題や、下級審で実

質的に時効を認めない判決がいくつか出ていることから、今回の最高裁判決でも議論の余地が大いに残る。しかし、損害賠償責任の大きさが認められたことは評価される。いずれにしても今後のじん肺訴訟に大きな影響を与えることは必至である。

## 大阪 裁判長が和解解決促す 大阪トンネルじん肺訴訟

三月一七日、じん肺による被害の損害賠償請求の是非を争う大阪トンネルじん肺訴訟の法廷が大阪地裁で開かれ、これまでの法廷進

行から一転、和解解決の方向に一步踏み出すことが決定的となった。原告である五人のじん肺被災者、被告の七建設会社



は、これまでにそれぞれの主張を畫面でほぼ出し尽くした段階となっていた。その論点は、共同不法行為の成立の有無、時効の起算点の問題、医学的な損害の程度の問題というように整理できる。とりわけ医学的争点については、被告側が意識的に争点化し、その損害額の切り下げを狙っていた。そのため、今後の法廷は医学的論点をめぐって証人調べが行われる見込みとなっていた。

ところがこの日の法廷では、林泰民裁判長（民事一五部）自ら訴訟進行について、和解解決を目指すべきとの提案を行った。裁判長の見解は、二月二二日の長崎じん肺訴訟最高裁判決がこの裁判の論点についての結論がほとんど示されていることを上げ、和解へ向けてのテーブルにつけるのではないかというもの。被告側が固執する医学的な争点についても、最高裁判決は行政による管理区分による評

価を前提にしていることから、この意見は理のあるものであった。ただ、原告の従事したトンネル工事に一部時期や場所について不確かな部分も存在することもあがるが、その点につ

いても和解への話し合いを妨げるものではない。結局、大手ゼネコン五社を含む七社は、次回六月二日から和解の話し合いに入ることを了承した。

トンネルじん肺の被災者の損害賠償請求権の存在は、これまでに積み重ねられた判例によって確定しており、この訴訟も早期の勝利解決が望まれる。

## 大阪中央 請求もしないのに「等級外」 郵便局員の審査申立てで調査

バイクでの郵便配達中に転倒、頸部捻挫などで公務災害として療養していた郵便局員Mさんの障害認定に関する審査申立てで、人事院は三月十七日に本人と主治医に対して聴き取り調査を行った。

Mさんは、八五年の事故以来頸部捻挫等で勤務しながらの療養を続けてきたが、一昨年の七月に近畿郵政局から突然に治癒認定通知を受けた。ところが、

その通知には治癒認定とともに、障害の評価についても「等級外」との認定を通知してきた。

Mさんは、痛みの神経症状はまぎれもなく継続しており、そのため通院を余儀なくされているのであり、この決定は全く不当なものとして審査申立てを行ったものである。

国家公務員災害補償法に基づく補償給付の認定は、その任命権者が行うことになっており、

具体的な各種公務災害の認定調査に、直接の上司が携わるというケースも多い。Mさんのケースも審査申立てに局側の理解が薄く、申立てまでに時間を要した。

また、審査請求の申立ては、直接人事院公平局に行うことになるが、その件数は平成四年度分で全国あわせてたった一七件にすぎず、そのうち申立てに理由ありとの結論が出されたのが四件である。このりも、審査申立てがいかにもにくい環境にあるかということを示しているものといえよう。

# 快適な職場環境について考えよう

②

熊谷信二（大阪府立公衆衛生研究所 労働衛生部）

## 3 空気汚染

今回は「空気汚染」について考えてみましょう。ただし、化学物質を使用

する作業場ではなく、一般の作業場や事務室での話です。

### A 汚染物の種類

表1を見てください。これはあるビルの事務室で測定した空気中の汚染物濃度です。

事務室の粉塵は主にタバコの煙です。トルエンやキシレンは壁や床の塗料や接着剤から、トリクロルエタンやパークロエチレンはクリーニングした衣類などから徐々に発生しています。また、事務室は換気をしていますから、屋外の空気が窒素酸化物や一酸化炭素などで汚染されています。もちろん室内の空気も影

響されます。

表1のように事務室の空気中には様々な汚染物が存在していますが、すぐに人間に影響があるというレベルではありません。これらの中で特に高濃度になりやすいのは二酸化炭素、一酸化炭素、そして粉塵の三つです。

### B 汚染物の発生源

「事務室内の二酸化炭素の発生源は？」と聞かれたら、何と答えますか。まず最初に挙げなければならないのは「人間」です。

表2に示すように、空気は酸素二一%と窒素七九%から構成されています。そして、その中に二酸化炭素が〇・〇三%含まれています。人間は呼吸によって体内に酸素を取り込み、逆に

表1 あるビルの1室で測定した空気中の汚染物濃度

物質	濃度
総粉塵	20—40 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
吸入性粉塵	10—25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
コールタール・ピッチ	0.05—0.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ホルムアルデヒド	5—40 ppb
トルエン	10—30 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
o, m, p-キシレン	10—20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
エチルベンゼン	5—15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ヘキサシン	10—25 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
1, 1, 1-トリクロルエタン	50—150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
1, 1, 2, 2-パークロエチレン	40—80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
C <sub>7</sub> ・C <sub>11</sub> アルカン	10—50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
オゾン	5—10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
窒素酸化物	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
一酸化炭素	2—5 ppm
二酸化炭素	0.05—0.09%

表2 吸気と呼気の組成

	O <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub>	N <sub>2</sub>	水蒸気	温度
吸気	21%	0.03%	79%	大気に同じ	外気温
呼気	16	4.04	79	飽和	体温
増減	-5	+4	0	増加	上昇

表3 たばこ1本喫煙することによって発生する汚染物

汚染物	被験者による喫煙	自然燃焼
粒状物質	10.8~17.6mg	8.9~11.0mg
一酸化炭素	38~72ml	42~59ml
窒素の酸化物	0.32~1.08ml	0.88~1.26ml

二酸化炭素を体外に放出しています。呼気中の酸素と二酸化炭素の濃度はそれぞれ一六%と四%ですから、密閉された部屋でいると酸素欠乏になって死んでしまいます。事務室に瞬間湯沸器やガスコンロなどがあれば、これらの燃焼器具も二酸化炭素の発生源です。次は一酸化炭素です。発生源のひとつとしてタバコを挙げることでできます。表3には、タバコ一本を吸うとどのくらい汚染物が発生するかが示され

ています。一酸化炭素は三八〜七二発生します。例えば、六畳の部屋でタバコを一本吸うと、一酸化炭素の濃度は三PPM程度になります。三本吸えば一〇PPM程度になります。

事務所衛生基準規則(以下、事務所則)では一酸化炭素の基準は一〇PPMあるいは五〇PPMですから、タバコによる一酸化炭素汚染もなかなかのものと考えられます。

燃焼器具が不完全燃焼すれば、一酸化炭素が発生します。図1は石油ストーブから出る一酸化炭素の量を示しています。空気中の酸素濃度が一九%以下になると一酸化炭素の発生率が急激に上昇することがわかります。

三番目は粉塵です。事務室内での粉塵の発生源は何といってもタバコです。図2を見てください。これはある事務室の普段の日と禁煙日の粉塵濃度を示しています。普段の日は、朝九時

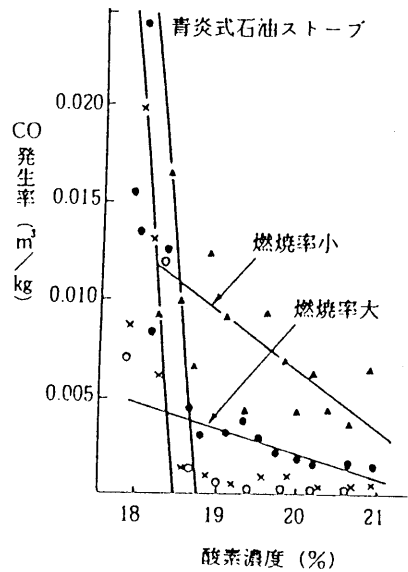


図1 石油ストーブの燃焼特性の一例

から夕方一七時まで粉塵濃度が高く、時間とともに大きく変動しています。それに対して、禁煙日は低濃度でほとんど変動しません。事務室での粉塵汚染におけるタバコの寄与の大きさがよくわかります。

### C 換気について

事務室で人間が働いている以上、空気が汚れますから換気が必要であることがわかります。換気には自然換気と強制換気があります。

自然換気とは、風の力や拡散現象に

よって窓やドアの隙間などから空気が入れ換わることをいいます。電気代がいらないので省エネになります。窓の開閉状況や気象の影響を強く受けま  
す。昔の隙間の多い事務室であれば自然換気で十分でしょうが、現在のよう

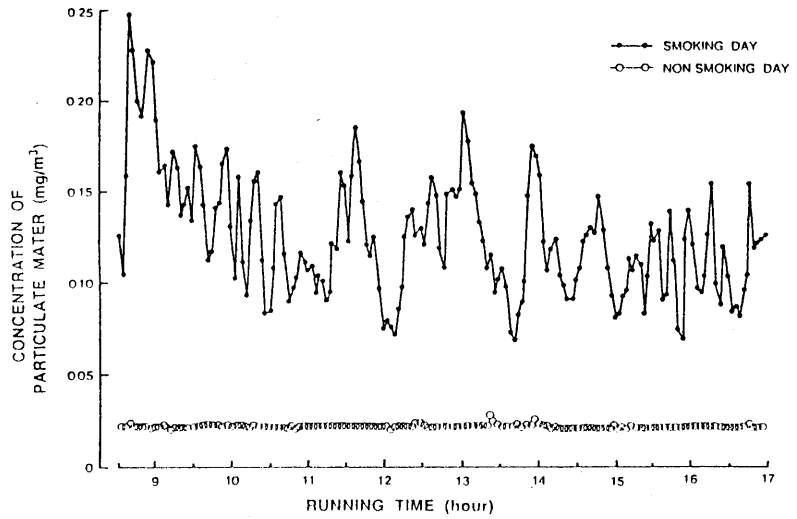


図2 喫煙日及び禁煙日における粒子状物質濃度の時間的変動

気を行っています。図3はその一例ですが、各部屋の空気を吸引し、一ヶ所に集めてフィルターで粉塵を取り除いた後、屋外の新鮮な空気を一定の割合で混合し、必要であれば温度と湿度の調整を行って各部屋にもどします。換

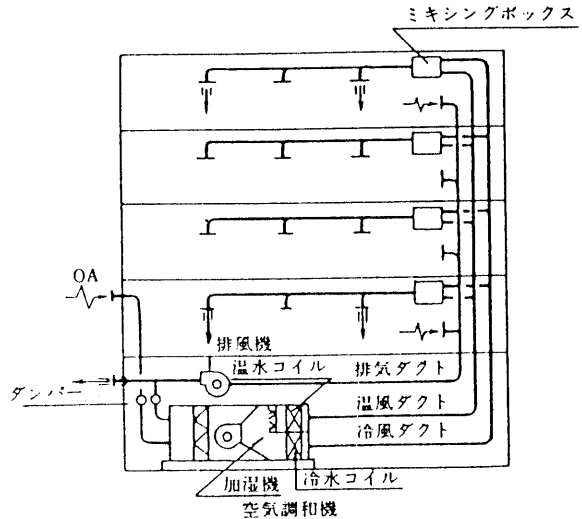


図3 二重ダクト方式

どの程度必要なのでしょう。必要換気量は部屋の容積とそこで働く人間の数によって異なります。表4に、一人当たりの空気容積に対する必要換気量を示しました。この換気量は新鮮空気の取り入れ量のことです。空気容積とは、部屋の容積から棚や機械など備品の容積を差し引いたものです。事務所では、事務室の一人当たりの空気容積(気積)を10m³以上とするよう

気とは室内の空気と屋外の空気を入れ換えることです。途中で新鮮な空気を混合しなければ、換気していることにはなりません。したがって、事務室に空気の吸引口と吹き出し口があるから大丈夫ということにはなりません。この点に注意してください。

それでは換気量は

表4 1人当たりの空間容積と時間当たりの換気必要量(単位: m<sup>3</sup>)

1人当たりの空間容積	時間に必要な新鮮な空気	
	最小	推奨
5	35	50
10	20	40
15	10	30

表5 空気の清浄度について

要素	単位	暫定目標値
CO <sub>2</sub>	ppm	1000 以下
CO	ppm	検出されない
浮遊粉塵	mg/m <sup>3</sup>	0.15 以下*

注) 1. COは検知管法による。  
2. \*印はできるだけ少ないことが望ましい

定めているので、表4の一番上の欄は不適切です。表には最小値と推奨値が並べて書いてありますが、快適性ということなら推奨値を使ってください。換気が適切であるかどうかを知るには、粉塵、一酸化炭素、二酸化炭素の濃度を測定します。測定器さえあれば、簡単に測れます。表5に快適性の目標値を示しました。この数値はあくまでも換気の適切さを示すものです。この

値を超えたからといってすぐに人間に影響があるわけではありません。図4はある事務室での測定例です。同じ室内であっても場所によって濃度が異なっていることがわかります。したがって、測定は一個所だけでなく数点測定するのがよいでしょう。何度も測定してある程度濃度の分布がわかれば測定点を減らしてもよいと思います。

#### D 喫煙対策

先程見たように、タバコは室内空気の重要な汚染源です。タバコに関しては換気だけでは十分な効果は上がりません。したがって、タバコについては別に対策をたてる必要があります。

喫煙室を設けて事務室は禁煙にするのがもっとも効果的です。ただし、喫煙室の換気能力をあげないと煙が吸いられませんし、フィルターを頻繁に交換することが必要になります。また、その換気は事務室のものとは別系統にしなければ、汚れた空気を事務室に拡

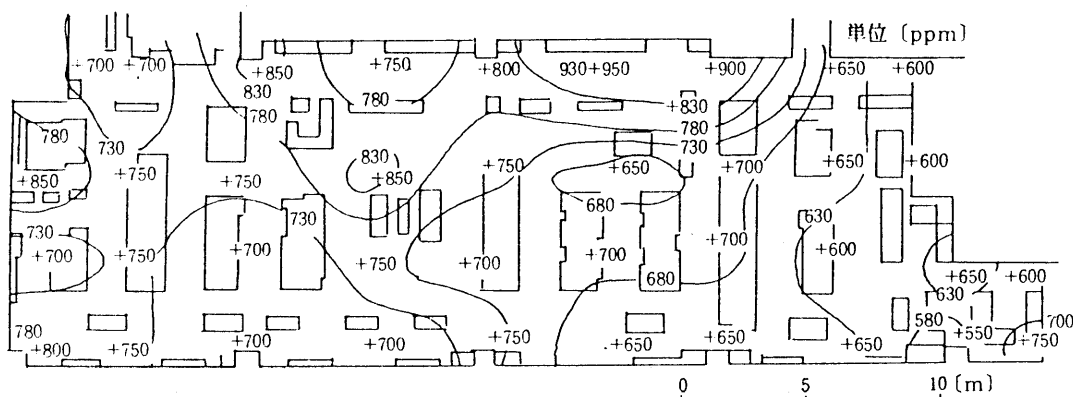


図4 CO<sub>2</sub>濃度の平面分布(吉沢)

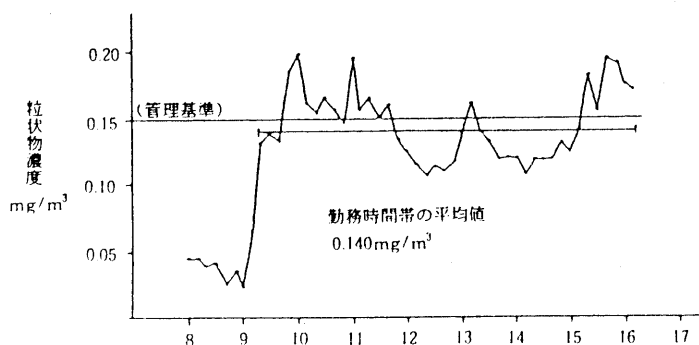


図5 某ビルにおける浮遊粉じんの経時変化（禁煙なし）

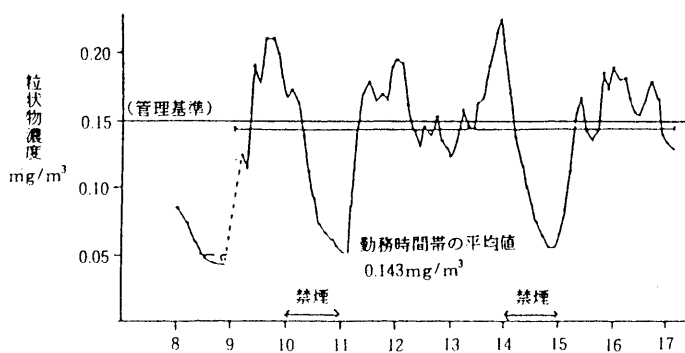


図6 某ビルにおける浮遊粉じんの経時変化（禁煙あり）

散することになりかねません。休憩室を喫煙室に併用することはよくありません。こうすると休憩室がタバコの煙でモウモウとなり、タバコを吸わない人が休憩できなくなるからです。次善の策として最近よく行われるのは、禁煙時間を設ける方法です。ただし、喫煙時間がある程度長くしないと

効果がありません。図5は、ある事務室の普段の日の粉塵濃度を示しています。勤務時間帯の粉塵濃度は $0.1 \sim 0.2 \text{ mg/m}^3$ で変動し、平均は $0.140 \text{ mg/m}^3$ です。図6は、同じ事務室で午前二時間、午後一時間の喫煙時間を設けた時の粉塵濃度です。

禁煙時間は粉塵濃度が $0.05 \text{ mg/m}^3$ 程度まで低下します。しかし、禁煙時間の前後は普段の日よりも高くなっています。きつと喫煙家の心理として禁煙時間が始まる前にはたくさん吸っておこうとするのでしよう。結局、勤務時間の平均値は $0.143 \text{ mg/m}^3$ と、対策の効果はまるであがっていません。喫煙時間を午前二時間、午後二時間ぐらいにする必要があります。もちろん、これは一例です。同じ様にやって効果のある場合もあるでしょう。

実際に対策を行い粉塵濃度を測定してみればよいのです。また、職場の喫煙対策は設備や制度だけでなく、教育も重要な意味を持っています。喫煙時間を設けることが、喫煙問題を皆で考えていくきっかけになるかもしれません。とりあえず、何か始めてみることに意義がありそうです。

# 実践・労災保険

(第二回)

## 業務上災害の範囲 (その2)

その労働者自身が持っている病気など他の原因がなかったかということである。

の違反があっても、それだけで業務起因性を否定することはない。

たとえば、トラックの運転手が無免許の助手に運転を行わせ、自分は荷台に乗っている間に振動で路面に転落死亡した事故では、助手に運転を行わせていたことをもって一切の業務放棄とはいえず、なお事故と業務の間に相当因果関係ありとして業務上(長野地裁昭和三九・一〇・六判決)とされている。

しかし、トラック運転手が道路工事現場で砂利を下ろした後、顔見知りの他人にせがまれたので運転させ、自分はステップ台に乗っていたときの事故については、業務との関連がないとして業務外(昭和二六・四・一三基収一四九七号)とされている。もっとも同様のケースで、一八歳の労働者が道路

### 四 業務上災害

事業主の支配、管理下で業務に従事している場合

#### 作業中の災害

まず、事業主の支配下にあり、かつ、管理下にあつて業務に従事している場合を考えてみよう。業務に従事しているというのは、作業中と作業を中断している間、そして作業ではないがそれに必要な行為、合理的行為をしている間、準備と後始末の行為も含まれるものとする。

作業中の災害は、普通、作業に使う用具や設備、施設や作業環境、それに同僚労働者や自らの過失などから発生するもので、積極的に業務を逸脱した行動などがないかぎり業務上と考えられるだろう。

そうすると言ふまでもなく、常識的にみてその行為に原因して発生した災害は業務上と判断することになる。問題は、どこまでを業務とみるか、また

たとえば、資材置場でのパイプの整理作業中に草むらに潜む毒蛇にかまれた負傷は、危険な職場環境に起因するもので業務上(昭和二七・九・六基災収三〇二六号)ということになる。

また、被災した労働者に法令や規則

工夫に強要されて運転をかわって転落した事故では、若年で運転を断りきれなかった事情があるとして業務上の判断(昭和三〇・五・二二基収四五七号)がされた。

上司から頼まれた私用を行っていた際の災害も、それが業務の一部とみなされれば業務上とされる。雑役夫が雇い主の私的な雑用である枝下ろし作業中に感電死した事故は、雇い主の命令に基づいて行ったものであるから業務上(昭和三五・一・二五基収九四六一号)とされている。

労働者の基礎疾病など身体的素因が事故発生に関与したケースでは、業務が有力な共働原因として作用しているときについては業務上と判断されている。

たとえば、てんかんの基礎疾病がある労働者が海中に転落死亡した事故では、かりに転落の原因が持病のてんかんにあるとしても、海上勤務者の場合、海中に転落する危険は通常考えられることであるとして業務上となったケ-

ス(昭和三八・五・一五基収一〇五六号)があげられる。

#### 作業中断中の災害

作業時間中の労働者が、トイレに行くとか水を飲むなどのために一時的に作業を中断することがある。こうした行為は純粋な業務とはいえないが、業務に付随する行為とみることができ。したがって作業中と基本的には同じように判断されることになる。

作業時間中に水を飲むために、立入禁止区域内に入りドック内に転落死亡たと推定される事故では、高温の場所で作業する労働者が水を飲むのは生理的必要行為であり、業務に付随する行為であるとして業務上(昭和二三・九・二八基収二九九七号)とされている。また、定期貨物便の運転手が運送途中に食堂へ行くため停車し、道路横断の途中に車にはねられ死亡した事故では、途中の食堂で食事をとることも業務付随行為として業務上(昭和三一・

七・一九基収四三九〇号)とされた。しかし、近距離トラックで貨物を輸送中の労働者が途中のモーテルに車を止め近くの実兄の家に朝食のため立ち寄り、その後駐車場に戻る途中の交通事故死については、実兄の家に立ち寄りたことが必要最小限度の範囲内の行為とは認められず、業務外(昭和四七・九・三〇労審裁決)とされている。

#### 作業に伴う必要行為、合理的行為

労働者が災害時に行っていた行為が、本来の業務ではなくても、本来の業務の内容やそのおかれている客観的状況などから考えて、必要性や合理性が認められれば労災保険の上では業務上ということになる。

電柱のクレオソート塗布をしていた電力会社従業員が、たまたま通りがかった需要家から頼まれ、別の電柱に登り動力線の修理をしていたときに感電墜落した事故では、依頼した需要家が被災労働者を電力会社の労働者として



頼み、応じたのであるから本来業務とは異なっても業務とみなし業務上（昭和三十一・三・三一基収四七〇八号）としている。

また、業務上負傷し寄宿舎で寝ていた同僚に付き添って、業務終了後病院へ行く途中の交通事故については、「病院に付き添っていくように」との取締役の言葉が業務命令の形をとっていなくても、それが労働者に強制力を感じさせるものであれば、使用者の特命があったものとして付添い行為を業務と解しようとして業務上（昭和三四・一〇・三一労審裁決）となっている。

これに対し、トラックの車体検査のため検査場に行き、同所のストープの煙突外し作業を手伝うために木に登っていて転落死亡した事例では、業務を著しく逸脱したものととして業務外（昭和三一・九・一七基収四七二二号）とされることになる。

#### 作業に伴う準備行為、後始末行為

業務を行う過程には、その前後の準備と後始末が含まれる。だからこれらの行為は特別の事情さえなければ業務に付随する行為ということになる。しかし、何が「準備」や「後始末」かは、その仕事の種類や事業場ごとに違うのであるから、具体的状況に応じて判断することになる。準備と後始末も結局のところ、業務に関わる必要、合理的行為ともいえるので、同様の判断基準となる。

日雇労働者が作業を終えて現場から事務所へ帰る途中、近道で鉄橋を渡っていて転落死亡した事故では、作業終了後に用具の返還や賃金の受領のため事務所へ戻ることは当然業務に付随するもので、鉄橋線路上を歩いたとしてもこれを否定すべきではないとして業務上（昭和二八・一一・一四基収五〇八八号）とされている。

汚れ仕事をしてのち事業場内の浴場で入浴する行為が後始末行為となるかどうかについては、当該の作業に従事する労働者がおおむね全体としてその

浴場を利用しているかどうか、その事業場専用のものかどうかなどが判断基準となる。従業員宿舎に浴場がなく、事業場所有の車を使い、入浴料も事業場持ちで町の銭湯に行く途中の交通事故といった場合は、当然後始末行為となるだろう。

また、通常の自宅と事業場の間の通勤は業務に含まれず、別途通勤災害として補償の対象となるが、公務員については、一部の通勤を業務に付随するものとの解釈を行っている。具体的には、午後一〇時から翌日午前七時三〇分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上、午後一〇時から翌日午前五時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上、その他、宿直勤務の通勤や特定の交通機関による通勤が強制されている場合の通勤途上など、あわせて十項目（国家公務員は八項目）の通勤途上が公務に付随するものみなされ、その事故は公務災害とされる。この点では、国家公務員災害補償法（昭和四八・一・一職厚

九〇五号)と地方公務員災害補償法(昭和四八・一一・二六地基補五三九号)

の運用と、労災保険法の運用の格差は歴然としたものとなっている。

### 緊急業務中と労働争議中

火災や異常出水、爆発などで事業場に緊急事態が発生したとき、その事業場に働く労働者は、当然同僚の救助や施設の防護などの活動をするようになる。このような活動中の災害は、事業主の指揮によるときはもちろんのこと、命令を待たなくても業務上とみなされることになる。

ちょっと本題から外れるかも知れないが、一九八五年夏、満席の日航機が墜落した際のことによられておこう。この事故での労災保険の適用は、乗務員は当然のことだが、たまたま休暇をとるため省のため乗り合わせて死亡したステューワーズも業務上災害として認められた。理由は、緊急事態になったときから、そのステューワーズは直ちに

乗客の世話を自らしたであろうと各種資料から推認できたからである。

その他、労働争議中の就労の問題がある。争議については、通常使用者の指揮命令を排除して組合の統制のもとに行動するのであるから原則として業務とはみなされない。人員整理に關し会社と労働組合とが抗争中に被解雇者

が強行就労し作業中負傷した事例では、指揮命令が認められないため業務外とされている。ただし、労働組合の活動といっても、安全衛生委員会の活動に出席している労働組合代表の委員などについては、業務とみなされることとはいうまでもない。

## 腰痛予防ベルト

□腰部負担の軽減・腰痛予防に

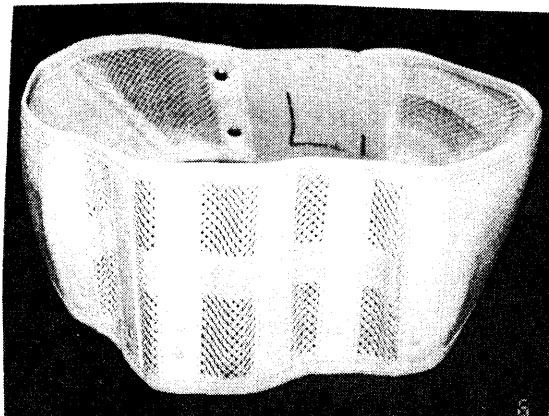
□作業環境対策がむずかしい場合に

通常の腰部コルセットとは異なり、幅が狭く、骨盤を巻くように装着するため、可動性がよく、筋力の低下もありません。

重量物取り扱い職場などで効果が実証されています。

治療用には、保険が適用できます。

★購入のご相談、資料のご請求は  
関西労働者安全センターまで



# 二月の新聞記事から

二・三 北区の市道で車同士が正面衝突、配達中の牛乳配達員が死亡。

二・五 此花区の阪神高速湾岸線で車同士が接触、はずみで清掃作業中の五人をはね、一人が高架から一二桁下に転落死。四人はけが。

二・六 大阪狭山市の国道で夜間警備中のガードマンがダンブにはねられ、死亡。

広島県神辺町の酒造会社で、ガス抜き作業中の作業員が酒仕込みタンクに転落。二人が急性アルコール中毒で重体。一人が軽い酸欠に。

二・九 トンネル工事でじん肺になった作業員の遺族がハザマと鉄建を相手に八七年に大阪地裁で五五〇〇万円の損害賠償を請求していた西森じん肺訴訟で、被告二社が三二〇〇万円を支払うことで和解。

九一年広島新交通システム橋桁落下事故で、三遺族による損害賠償請求訴訟で広島地裁が和解勧告。

愛媛県来島海峡で外国籍貨物船同士が衝突、七人が不明。

二・一一 大阪市立保育園の保母の発症した頸肩腕障害を公災と認めないのは不当として、公務外裁決の取消を求めた裁判で大阪高裁は、一審判決を取り消し、公災と認定した。

茨城県北茨木市の常磐炭田で働きじん肺になった労働者と遺族二人が常磐興産に損害賠償を求めていた訴訟で、水戸地裁で提訴以来二年で原告勝利の和解、二億三八〇〇万円が支払われる。

二・一五 市営地下鉄四つ橋線北加賀屋駅近くの線路上で検車場に向かう運転士がはねられ死亡。

二・二〇 タクシー運転手の業務中の脳内出血への労災不支給処分の取消を求めていた訴訟で、佐賀地裁民事部は過重な業務とストレスが原因と認める判決。

二・二三 最高裁は、長崎じん肺訴訟で、時効の起算点を最終の行政認定時とし、二審での慰謝料を低すぎると、高裁に審理を差し戻し。

二・二四 勤務中に脳動脈瘤破裂で死亡した京都市消防署職員に公災認定を求めていた事件で、大阪高裁は疲労とストレスが原因として、公災と認める逆転判決。

二・二六 東燃川崎工場の石油精製施設が爆発、炎上。

雇用機会均等法の指針、女子労働基準規則改定案に労働三審議会は「概ね妥当」と答申。

二・二七 労働省は、企業でのエイズ対策の指針作りに着手、企業内での検査は行うべきでないとの見解を盛り込む方針。

# 関西労働者安全センター定例研究会の お知らせ

## 労災職業病研究 94

労働生活における「ゆとり・豊かさ」

の実現がテーマとして上げられ、「働き

方」が問われる時代、私たちの労働安

全衛生運動、労災職業病闘争はどのよ

うな現状認識のもとに、どういう方向

を目指していくべきでしょうか。九二

年の労働安全衛生法改正による快適職

場環境の形成促進事業のとらえ方、い

くつもの矛盾点をかかえ被災労働者の

権利を守りきれない労災補償法制

の問題等、私たちにとって検討すべき

課題が山積しています。安全センター

では、そうした議論の場として研究会

を設け、「労災職業病研究94」と名付け

ました。毎回テーマを決め、個別の闘

いの実践にフィードバックしながら進

めてゆきたいと思えます。

### 第一回

経済企画庁経済研究所報告

「働き過ぎと健康障害」

を読む

男性雇用労働者の六人に一人が年間三〇〇  
時間を超えて働いているという日本の労働者の  
現実。

過労死をもたらす「働き過ぎ」の根源をみつ。

日時 四月二〇日(水)午後六時

場所 エル・大阪六階研修室四

(地下鉄天満橋駅下車)

連絡先 関西労働者安全センター

●テーマとなる論文「働き過ぎと健康障害」は、  
経済企画庁経済研究所編集、大蔵省印刷局発行  
の「経済分析一一三三号(千円)に全文が掲載  
されています。

●第二回は「労働時間短縮とライフスタイル」  
(仮題)のテーマで労働科学研究所の酒井一博氏  
の話を聞く予定です。日時は未定。

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672